

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う人事委員会規則の整備に関する人事委員会規則をここに公布する。

平成19年12月21日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

香川県人事委員会規則第24号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う人事委員会規則の整備に関する人事委員会規則
(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第1条 給料の特別調整額に関する規則(昭和28年香川県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給額)</p> <p>第2条 別表第1に掲げる職を占める職員(職員の給与に関する条例第4条第12項に規定する再任用職員を除く。)に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員に係る同表の区分欄に定める区分に応じ、別表第2の給料の特別調整額欄に定める額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、勤務時間等条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあってはその額に同項又は同条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>	<p>(支給額)</p> <p>第2条 別表第1に掲げる職を占める職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員に係る同表の区分欄に定める区分に応じ、別表第2の給料の特別調整額欄に定める額とする。</p>

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第2条 職員の任用に関する規則(昭和32年香川県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(選考による採用の方法)</p> <p>第7条 次に掲げる職への採用は、選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったもの</p>	<p>(選考による採用の方法)</p> <p>第7条 次に掲げる職への採用は、選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったもの</p>

とみなす。

(1)～(6) 略

(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職

(8) 略

2 略

とみなす。

(1)～(6) 略

(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職

(8) 略

2 略

（初任給調整手当に関する規則の一部改正）

第3条 初任給調整手当に関する規則（昭和36年香川県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（支給期間及び支給額）</p> <p>第6条 初任給調整手当の支給期間は35年（第3条第3号又は第4条第3号に掲げる職員にあっては、10年）とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は同条各号に掲げる職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第1に掲げる額（<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u>この場合において、第3条第1号若しくは第2号又は第4条第1号若しくは第2号に掲げる職員で大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条第1号若しくは第2号に掲げる職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなるもの（大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の規定の適用については、採用の日又は第4条第1号若しくは第2号に掲げる職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する</p>	<p>（支給期間及び支給額）</p> <p>第6条 初任給調整手当の支給期間は35年（第3条第3号又は第4条第3号に掲げる職員にあっては、10年）とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は同条各号に掲げる職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第1に掲げる額とする。この場合において、第3条第1号若しくは第2号又は第4条第1号若しくは第2号に掲げる職員で大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条第1号若しくは第2号に掲げる職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなるもの（大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の規定の適用については、採用の日又は第4条第1号若しくは第2号に掲げる職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。</p>

<p>期間初任給調整手当が支給されていたものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
---	--------------

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第4条 特地勤務手当等に関する規則(昭和45年香川県人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職</u></p>	<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 特地勤務手当の月額は、特地勤務手当基礎額に、別表の級別区分(前条の人事委員会が定める公署にあっては、人事委員会が定める当該公署の級別区分)に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。</p> <p>略</p> <p>2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。</p> <p>(1) 職員が特地公署に勤務することとなった場合 その勤務することとなった日(職員がその日前1年以内に当該公署に勤務していた場合(人事委員会が定める場合に限る。))には、その日前の人事委員会が定める日)</p> <p>(2) 職員が特地公署以外の公署に勤務することとなった場合において、その勤務することとなった日後に当該公署が特地公署に該当することとなったとき その該当することとなった日</p> <p>(3) 職員がその勤務する特地公署の移転に伴って住居を移転した場合において、当該公署が当該移転後も引き続き特地公署に該当するとき 当該公署の移転の日</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>前項各号に定める日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員 同項中「受けていた給料」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成14</u></p>

員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)以外の職員であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第4条 略

2 略

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動等の日において育

年香川県条例第67号)第1条の規定による改正後の給与条例(以下「平成14年改正後の給与条例」という。)の規定によるものとした場合の給料の月額(当該各号に定める日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員にあっては、人事委員会が定める給料の月額)」とする。

(2) 前項各号に定める日が平成15年4月1日から同年11月30日までの間にある職員同項中「受けていた給料」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成15年香川県条例第56号)第1条の規定による改正後の給与条例(以下「平成15年改正後の給与条例」という。)の規定によるものとした場合の給料の月額(当該各号に定める日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員にあっては、人事委員会が定める給料の月額)」とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第4条 給与条例第11条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給は、職員が公署を異にする異動又は公署の移転(以下「異動等」という。)に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年(当該異動等の日から起算して3年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、6年)に達する日をもって終わる。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わる。

(1)・(2) 略

2 給与条例第11条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、異動等の日(職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合(人事委員会が定める場合に限る。))には、その日以前の人事委員会が定める日。次項において同じ。)に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

略

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 異動等の日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職

児短時間勤務職員等であったもの 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を異動等の日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び異動等の日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、異動等の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び異動等の日に受けていた」とする。

員 前項中「受けていた給料」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について平成14年改正後の給与条例の規定によるものとした場合の給料の月額（当該異動等の日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員にあっては、人事委員会が定める給料の月額）」とする。

(2) 異動等の日が平成15年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 前項中「受けていた給料」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について平成15年改正後の給与条例の規定によるものとした場合の給料の月額（当該異動等の日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員にあっては、人事委員会が定める給料の月額）」とする。

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第5条 職員の育児休業等に関する規則（平成4年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の配偶者の行う子の養育の方法)</p> <p>第2条 条例第3条第4号又は第10条第5号の人事委員会規則で定める方法は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）の規定に基づく育児休業及び育児短時間勤務並びに育児休業法以外の法律の規定に基づくこれらに類する方法とする。</p> <p>(育児休業等計画書)</p> <p>第3条 条例第3条第4号又は第10条第5号の規定による申出は、<u>育児休業等計画書</u>（第1号様式）により行うものとする。</p> <p>(育児休業の承認の請求手続)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定による届出は、<u>育児休業等対象児出生届</u>（第3号様式）によ</p>	<p>(職員の配偶者の行う子の養育の方法)</p> <p>第1条の2 条例第3条第4号の人事委員会規則で定める方法は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）の規定に基づく育児休業及び育児短時間勤務並びに育児休業法以外の法律の規定に基づくこれらに類する方法とする。</p> <p>(育児休業計画書)</p> <p>第2条 条例第3条第4号の規定による申出は、<u>育児休業計画書</u>（第1号様式）により行うものとする。</p> <p>(育児休業の承認の請求手続)</p> <p>第3条 育児休業の承認の請求は、<u>育児休業承認（期間延長）請求書</u>（第2号様式）により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。</p> <p>2 育児休業に係る子の出生前に前項の請求を行った職員は、当該子が出生したときは、速やかに、その旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>3 前項の規定による届出は、<u>育児休業（部分休業）対象児出生届</u>（第3号</p>

り行うものとする。

4 略

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第5条 略

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第6条 略

(1)～(4) 略

2 略

3 第4条第4項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間)

第7条 条例第6条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 略

(2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号。以下「期末勤勉規則」という。）第2条第3号から第5号まで及び第8号に掲げる職員として在職した期間

(3) 期末勤勉規則第6条第2項第4号に規定する休職にされていた期間

(育児休業をした職員の職務復帰後の号給の調整)

第8条 条例第7条の規定による号給の調整は、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、育児休業をした職員が職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）第28条に規定する昇給日及び公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第2号）第27条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じて行うものとする。

様式)により行うものとする。

4 略

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第4条 前条第1項及び第4項の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第5条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

2 前項の規定による届出は、養育状況変更届（第4号様式）により行うものとする。

3 第3条第4項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(勤務した期間に相当する期間)

第6条 条例第5条の2第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 略

(2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号。以下「期末勤勉規則」という。）第2条第3号から第5号までに掲げる職員として在職した期間

(3) 期末勤勉規則第6条第2項第3号に規定する休職にされていた期間

(職務復帰後の号給の調整)

第7条 条例第6条の規定による号給の調整は、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、育児休業をした職員が職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）第28条に規定する昇給日及び公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第2号）第27条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じて行うものとする。

(条例第11条の人事委員会規則で定める日数及び時間)

第9条 条例第11条の人事委員会規則で定める日数は12日とし、同条の人事委員会規則で定める時間は16時間とする。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第10条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認(期間延長)請求書(第5号様式)により行うものとする。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、育児短時間勤務の承認の請求について準用する。

3 第4条第4項の規定は、育児短時間勤務の期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第11条 第6条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

(部分休業の承認の請求手続)

第12条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認(取消)請求書(第6号様式)により行うものとする。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

(部分休業の承認の取消しの請求手続)

第13条 略

2 略

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第14条 第6条の規定は、部分休業について準用する。

(雑則)

第15条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(部分休業の承認の請求手続)

第8条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認(取消)請求書(第5号様式)により行うものとする。

2 第3条第2項から第4項までの規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

(部分休業の承認の取消しの請求手続)

第9条 部分休業の承認を受けている職員は、任命権者に対して、当該部分休業の承認の取消しを請求することができる。

2 略

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第10条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

(雑則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第1号様式 (第3条関係)

育児休業等計画書

年 月 日			
殿			
所 属		職・氏名	
◎			
<p>職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第10条第5号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について次のとおり申し上げます。</p> <p>なお、申出事項に変更があった場合は、遅滞なく届け出ます。</p>			
1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務	
2 請求に係る子			
子 の 氏 名	生 年 月 日	年 月 日	
3 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
再 度 の 請 求 予 定 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
4 配偶者の養育計画			
配 偶 者 の 氏 名			
子 を 養 育 す る た め の 方 法	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務	<input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 育児休業以外の休業・休暇		
5 備 考			

- 注 1 該当する□には、L印を記入すること。
- 2 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、申出事項に変更があった後遅滞なく）提出すること。
- 3 請求者の請求期間には、育児休業承認請求書に記入した請求期間を記入すること。
- 4 子を養育するための方法には、請求者の育児休業又は育児短時間勤務における請求期間の満了日の翌日から再度の請求予定期間の初日の前日までの期間において配偶者が子を養育するための方法を記入すること。
- 5 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 6 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。
- 7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第1号様式 (第2条関係)

育児休業計画書

年 月 日			
殿			
所 属		職・氏名	
◎			
<p>職員の育児休業等に関する条例第3条第4号の規定に基づき、再度の育児休業の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について次のとおり申し上げます。</p> <p>なお、申出事項に変更があった場合は、遅滞なく届け出ます。</p>			
1 育児休業の承認の請求に係る子			
子 の 氏 名	生 年 月 日	年 月 日	
2 請求者の育児休業計画			
育 児 休 業 請 求 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
再 度 の 育 児 休 業 請 求 予 定 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
3 配偶者の養育計画			
配 偶 者 の 氏 名			
子 を 養 育 す る た め の 方 法	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務	<input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 育児休業以外の休業・休暇		
4 備 考			

- 注 1 該当する□には、L印を記入すること。
- 2 育児休業計画書は、育児休業承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、申出事項に変更があった後遅滞なく）提出すること。
- 3 請求者の育児休業請求期間には、育児休業承認請求書に記入した請求期間を記入すること。
- 4 子を養育するための方法には、請求者の育児休業請求期間の満了日の翌日から再度の請求予定期間の初日の前日までの期間において配偶者が子を養育するための方法を記入すること。
- 5 子の出生前に提出する場合は、「1 育児休業の承認の請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 6 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。
- 7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第2号様式 (第4条関係)
略

第3号様式 (第4条関係)

育児休業等対象児出生届

年 月 日
殿
所 属
職・氏名 ㊦
次のとおり 年 月 日付で請求した <u>育児休業</u> に係る子が出生しましたので届け出ます。
1 <u>育児休業等</u> の請求に係る子の氏名
2 <u>育児休業等</u> の請求に係る子の請求者との続柄
3 <u>育児休業等</u> の請求に係る子の生年月日
4 <u>育児休業等</u> の請求期間

- 注 1 「4 育児休業等の請求期間」には、育児休業承認請求書、育児短時間勤務承認請求書又は部分休業承認請求書に記入した請求期間を変更する場合には変更後の請求期間を記入すること。
- 2 この届には、育児休業等の請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等のいずれか又はその写し）を添付すること。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第2号様式 (第3条関係)
略

第3号様式 (第3条関係)

育児休業(部分休業)対象児出生届

年 月 日
殿
所 属
職・氏名 ㊦
次のとおり 年 月 日付で請求した <u>育児休業</u> に係る子が出生しましたので届け出ます。
1 <u>休業</u> の請求に係る子の氏名
2 <u>休業</u> の請求に係る子の請求者との続柄
3 <u>休業</u> の請求に係る子の生年月日
4 <u>休業</u> の請求期間

- 注 1 「4 休業の請求期間」には、育児休業承認請求書又は部分休業承認請求書に記入した請求期間を変更する場合には変更後の請求期間を記入すること。
- 2 この届には、休業の請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等のいずれか又はその写し）を添付すること。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第5号様式（第10条関係）

育児短時間勤務承認（期間延長）請求書

年 月 日			
殿			
所 属			
職・氏名			
㊦			
次のとおり育児短時間勤務の承認の期間の延長を請求します。			
1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
請求者との続柄		子との同居・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生 年 月 日	年 月 日	就 業 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長		
	<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の期間の延長		
	再度の育児短時間勤務又は再度の育児短時間勤務の期間の延長が必要な事情		
4 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで		
5 勤務の形態	週 時間勤務		
	(育児休業法第10条第1項 の勤務の形態)		
勤務の日及び時間帯	月 (: ~ :)	火 (: ~ :)	水 (: ~ :)
	金 (: ~ :)	木 (: ~ :)	
6 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
7 備考			

- 注 1 該当する□には、印を記入すること。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「1 請求に係る子」欄には記入を要せず、「4 請求期間」欄には出産予定日以後の期間を記入すること。
- 3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難い場合は、「7 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「7 備考」欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合は当該子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合は養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子の出生前に請求する場合は出産予定日を、請求者以外の子の親が就業している場合であってもその1週間の就業日数が著しく少ないときはその日数を、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。
- 5 育児短時間勤務の承認を請求する場合は、出産予定を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書又はその写し）又は請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等のいずれか又はその写し）を添付すること。
- 6 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第6号様式（第12条関係）

略

第5号様式（第8条関係）

略

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第6条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（船員の勤務時間の特例） 第6条 略</p> <p><u>（育児短時間勤務職員等についての適用除外）</u> 第6条の2 第2条の規定は、<u>条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。</u></p> <p>（宿日直手当） 第7条 略</p> <p>第8条 略</p> <p><u>（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合）</u> 第8条の2 <u>条例第9条第1項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、第7条第1項第3号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第3号の許可（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により人事委員会が行うものを含む。）を受けた勤務の内容に適合するように当該勤務を命ずることができない場合とする。</u></p> <p><u>2 条例第9条第2項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。</u></p> <p>（時間外勤務を命ずる際の考慮）</p>	<p>（船員の勤務時間の特例） 第6条 略</p> <p>（宿日直手当） 第7条 略</p> <p>第8条 略</p> <p>（時間外勤務を命ずる際の考慮）</p>

第9条 略

2 任命権者は、条例第9条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員等の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

（年次休暇の日数）

第11条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、同項の人事委員会規則で定める日数は、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年の中途において新たに職員となる者（次号から第7号までに掲げる職員を除く。）又は任期が満了することにより退職することとなる者（次号から第7号までに掲げる職員を除く。） その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（以下この条において「基本日数」という。）（当該基本日数が労働基準法第39条第1項又は第2項の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合にあつては、当該日数）

(2) 新たに職員となる者であつて、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり新たに職員となった日以後の勤務が同日前の勤務（以下「従前の勤務」という。）と継続するものとされるもの（次号から第7号までに掲げる職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める日数（平均勤務時間数（週間勤務時間（条例第2条の規定により定められたその者の勤務時間をいう。以下同じ。）

第9条 略

2 任命権者は、条例第9条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

（年次休暇の日数）

第11条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、同項の人事委員会規則で定める日数は、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 再任用短時間勤務職員 20日にその者の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあつては、160時間に条例第2条第2項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40で除して得た数を乗じて得た時間数を、同項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を5で除して得た時間数を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合にあつては、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(2) 当該年の中途において新たに職員となる者（次号から第7号までに掲げる職員を除く。） その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数とし、以下この条において「基本日数」という。）

を5で除して得た時間数をいう。以下同じ。)が同日と同日前とで異なる者にあつては、人事委員会の定める日数)

ア 当該年の前年において従前の勤務をしていた職員 20日 (当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる者で人事委員会の定めるものにあつては、人事委員会の定める日数) に当該年の前年における年次休暇の残日数 (当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日) を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数

イ 当該年において従前の勤務を始めた職員 従前の勤務を始めた日 におけるその者の在職期間と新たに職員となった日における当該年のその者の在職期間とを合計した期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、同日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数

(3) 当該年の前年において国又は他の地方公共団体の職員 (公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成7年香川県条例第8号) の適用を受ける職員を除く。以下この号及び次号において同じ。) であった者であつて引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日 (当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる者で人事委員会の定めるものにあつては、人事委員会の定める日数) に当該年の前年における国又は他の地方公共団体の職員として在職した期間を職員として在職したものとみなした場合の年次休暇の残日数 (当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日) を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇 (以下この条において「年次休暇等」という。) を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数 (当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

(4) 当該年において国又は他の地方公共団体の職員となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国又は他の地方公共団体の職員となった日 において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数 (当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

(3) 当該年の前年において国又は他の地方公共団体の職員 (公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成7年香川県条例第8号) の適用を受ける職員を除く。次号において同じ。) であった者であつて引き続き当該年に新たに職員となったもの その他人事委員会の認める職員 20日 に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇 (以下この条において「年次休暇等」という。) の残日数 (当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日) を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等の日数を減じて得た日数 (当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

(4) 当該年において国又は他の地方公共団体の職員となった者で、引き続き新たに職員となったもの その他人事委員会の認める職員 国又は他の地方公共団体の職員となった日 (人事委員会の認める職員にあつては、人事委員会の定める日) において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等の日数を減じて得た日数 (当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

(5) 当該年の前年において公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例、香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号）又は香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下この号及び次号において「公立学校勤務時間等条例適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日（当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる者で人事委員会の定めるものにあつては、人事委員会の定める日数）に当該年の前年における公立学校勤務時間等条例適用職員等として在職した期間を職員として在職したものとみなした場合の年次休暇の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあつては、20日）を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数

(6) 当該年において公立学校勤務時間等条例適用職員等となった者で、引き続き新たに職員となったもの 公立学校勤務時間等条例適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合における当該年のその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数

(7) 当該年の前年において公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下この号において「退職派遣者」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日（当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる者で人事委員会の定めるものにあつては、人事委員会の定める日数）に当該年の前年における退職派遣者として在職した期間を職員として在職したものとみなした場合の年次休暇の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあつては、20日）を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は特に必要があると認める場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て別に年次休暇の日数を定めることがで

(5) 当該年の前年において公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例、香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号）又は香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（次号において「公立学校勤務時間等条例適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他人事委員会の認める職員 20日に当該年の前年における年次休暇等の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあつては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等の日数を減じて得た日数

(6) 当該年において公立学校勤務時間等条例適用職員等となった者で、引き続き新たに職員となったものその他人事委員会の認める職員 公立学校勤務時間等条例適用職員等となった日（人事委員会の認める職員にあつては、人事委員会の定める日）において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等の日数を減じて得た日数

(7) 当該年の前年において公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他人事委員会の認める職員 20日に当該年の前年における年次休暇等の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあつては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

2 前項第3号から第7号までに掲げる職員が地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により

きる。

第11条の2 勤務時間変更（平均勤務時間数の変更をいう。以下同じ。）がある場合の当該勤務時間変更の日（以下「変更日」という。）以後における職員の年次休暇の日数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 当該年の初日に当該勤務時間変更があった場合 条例第13条第1項に規定する年次休暇の日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数

(2) 当該年の初日後に当該勤務時間変更があった場合（次号に掲げる場合を除く。） 前号に定める日数から当該年において変更日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数

(3) 当該年の初日後に当該勤務時間変更があった場合において同日後に当該勤務時間変更前の勤務時間変更（以下「先の勤務時間変更」という。）があったとき 先の勤務時間変更があった日において前号の規定により得られる日数から同日以後変更日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数

2 前項第2号又は第3号の規定により算出された日数に1日未満の端数があり、かつ、当該端数の時間数が当該勤務時間変更後の平均勤務時間数以上である場合にあっては当該端数を切り上げた日数とし、当該端数の時間数が当該勤務時間変更後の平均勤務時間数を下回る場合にあっては当該算出された日数（当該日数に1時間未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた日数）とする。

（年次休暇の繰越し）

第12条 条例第13条第2項の規定により当該年の翌年に繰り越すことができる年次休暇の日数は、一の年における年次休暇の残日数が20日を超えない

採用された職員（以下「再任用職員」という。）である場合における条例第13条第1項の人事委員会規則で定める日数は、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数とする。

3 第1項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

（年次休暇の繰越し）

第12条 条例第13条第2項の規定により当該年の翌年に繰り越すことができる年次休暇の日数は、一の年における年次休暇の残日数が20日を超えない

場合にあつては当該残日数（当該年の翌年の初日に勤務時間変更がある場合において、当該残日数に1日未満の端数があり、かつ、当該端数の時間数が当該勤務時間変更後の平均勤務時間数以上であるときにあつては当該端数を切り上げた日数とし、当該端数の時間数が当該勤務時間変更後の平均勤務時間数を下回るときにあつては当該残日数（当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた日数））とし、20日を超える場合にあつては、20日とする。

（年次休暇の単位）

第13条 年次休暇は、1日又は半日若しくは1時間（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、1時間）を単位として与えるものとする。

2 1時間を単位とする年次休暇を使用した場合において、その使用した当該休暇の時間数を日に換算するときには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

（1）次号に掲げる職員以外の職員 8時間

（2）再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等 平均勤務時間数

（特別休暇）

第15条 略

（1）～（8） 略

（9）職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び第11号において同じ。）が出産する場合 その都度必要と認める日又は半日若しくは時間（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、日又は時間）。ただし、出産予定日前1週間以内及び出産の日以後2週間以内の期間において3日を限度とする。

（10）職員の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間（医師の診断により、その期間の経過後において引き続き産後の休養を必要とする場合にあつては、2週間を超えない範

場合にあつては当該残日数とし、20日を超える場合にあつては、20日とする。

（年次休暇の単位）

第13条 年次休暇は、1日又は半日若しくは1時間（再任用短時間勤務職員等にあつては、1日又は1時間）を単位として与えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員のうち1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員の年次休暇の単位は、1時間とする。

（特別休暇）

第15条 条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

（1）～（8） 略

（9）職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び第11号において同じ。）が出産する場合 その都度必要と認める日又は半日若しくは時間（再任用短時間勤務職員等にあつては、時間）。ただし、出産予定日前1週間以内及び出産の日以後2週間以内の期間において3日（再任用短時間勤務職員等にあつては、24時間に条例第2条第2項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40で除して得た数を乗じて得た時間数（その時間数に1時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数））を限度とする。

（10）職員の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間（医師の診断により、その期間の経過後において引き続き産後の休養を必要とする場合にあつては、2週間を超えない範

困内で必要と認める期間を加えた期間)にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育を行う場合 その都度必要と認める日又は半日若しくは時間(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、日又は時間)。ただし、当該期間内において5日を限度とする。

(11) 職員が、職員の父母(配偶者の父母を含む。)、配偶者若しくは子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。)を行い、又は職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子が予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項に規定する予防接種、学校保健法(昭和33年法律第56号)第4条に規定する健康診断若しくは母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条第1項若しくは第13条に規定する健康診査を受ける際に介助を行う場合 その都度必要と認める日又は半日若しくは時間(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、日又は時間)。ただし、一の年において5日を限度とする。

(12)・(13) 略

(14) 夏季において、盆等の諸行事が行われる場合、心身の健康を維持し、及び増進する場合又は家庭生活を充実させる場合 その都度必要と認める日又は半日(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、日)。ただし、一の年の6月から9月までの期間において5日(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、40時間に週間勤務時間を40で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の実平均勤務時間数(週間勤務時間を実際の勤務日数で除して得た時間数をいう。)を1日として日に換算して得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が5日を超えるときは、5日とする。))を限度とする。

困内で必要と認める期間を加えた期間)にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育を行う場合 その都度必要と認める日又は半日若しくは時間(再任用短時間勤務職員にあつては、時間)。ただし、当該期間内において5日(再任用短時間勤務職員にあつては、40時間に条例第2条第2項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40で除して得た数を乗じて得た時間数)を限度とする。

(11) 職員が、職員の父母(配偶者の父母を含む。)、配偶者若しくは子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。)を行い、又は職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子が予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項に規定する予防接種、学校保健法(昭和33年法律第56号)第4条に規定する健康診断若しくは母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条第1項若しくは第13条に規定する健康診査を受ける際に介助を行う場合 その都度必要と認める日又は半日若しくは時間(再任用短時間勤務職員にあつては、日又は時間)。ただし、一の年において5日を限度とする。

(12)・(13) 略

(14) 夏季において、盆等の諸行事が行われる場合、心身の健康を維持し、及び増進する場合又は家庭生活を充実させる場合 その都度必要と認める日又は半日(再任用短時間勤務職員にあつては、日)。ただし、一の年の6月から9月までの期間において5日(次に掲げる職員にあつては、それぞれ次に定める日数)を限度とする。

ア 再任用短時間勤務職員(イに掲げる職員を除く。) 5日にその者の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数(その日数が5日を超えるときは、5日とする。)

イ 再任用短時間勤務職員のうち1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員 40時間に条例第2条第2項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの平均勤務時間数を1日と

(15)～(19) 略

(20) 妊娠中の女性職員が妊娠に起因するつわり等の障害により勤務することが著しく困難である場合 その都度必要と認める日又は時間（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、時間）。ただし、一の妊娠期間において14日（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、112時間に週間勤務時間を40で除して得た数を乗じて得た時間数（その時間数に1時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数））を限度とする。

(21) 略

2 1日を単位とする前項第9号から第11号までの特別休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

3 1時間を単位とする第1項第9号から第11号まで及び第20号の特別休暇を使用した場合において、その使用した当該特別休暇の時間数を日に換算するときには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。ただし、第2号に掲げる職員が同号に掲げる時間数以上の時間について第1項第9号から第11号までの特別休暇を使用した場合は、1日の特別休暇を使用したものとする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等 平均勤務時間数

（県費負担教職員に係る読替え）

第26条 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員については、第7条第2項、第8条、第9条から第9条の7まで、第10条第2項、第11条第2項、第16条第2項及び第18条から第22条までの規定中「任命権者」とあるのは「市町の教育委員会」と、第8条の2第1項中「人事委員会が」とあるのは「市町の長が」と、第11条第2項中「人事委員会」とあるのは「市町の長」と、前条の規定中「任命権者」とあるのは「任命権者及び市町の教育委員会」として、これらの規定を適用する。

して日に換算して得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が5日を超えるときは、5日とする。）

(15)～(19) 略

(20) 妊娠中の女性職員が妊娠に起因するつわり等の障害により勤務することが著しく困難である場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、一の妊娠期間において14日を限度とする。

(21) 略

（県費負担教職員に係る読替え）

第26条 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員については、第7条第2項、第8条、第9条から第9条の7まで、第10条第2項、第16条第2項及び第18条から第22条までの規定中「任命権者」とあるのは「市町の教育委員会」と、前条の規定中「任命権者」とあるのは「任命権者及び市町の教育委員会」として、これらの規定を適用する。

第4号様式（第21条関係）

（表面）

休 暇 簿（介護休暇用）

職 氏 名	氏 名		要介護者の状態及び 具体的な介護の内容		連続する6月（再任用職員にあっては、3月）の期間 年月日から 年月日		承認の 可否	庶務担当 者確認印	備 考	
	要介護者に関する事項	続 柄								
		同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居								
		介護が必要となった時期 年月日								
任命権者印	請求者印	請求年月日 受付年月日	請 求 の 期 間 年 月 日		時 間	日・時間数				
		年月日	自年月日	<input type="checkbox"/> 毎日	時分～時分	日	時間	<input type="checkbox"/> 承認		
		年月日	至年月日	<input type="checkbox"/> その他（ ）	時分～時分			<input type="checkbox"/> 不承認		
		年月日	自年月日	<input type="checkbox"/> 毎日	時分～時分	日	時間	<input type="checkbox"/> 承認		
		年月日	至年月日	<input type="checkbox"/> その他（ ）	時分～時分			<input type="checkbox"/> 不承認		
		年月日	自年月日	<input type="checkbox"/> 毎日	時分～時分	日	時間	<input type="checkbox"/> 承認		
		年月日	至年月日	<input type="checkbox"/> その他（ ）	時分～時分			<input type="checkbox"/> 不承認		

注 再任用職員とは、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。

（裏面） 略

第4号様式（第21条関係）

（表面）

休 暇 簿（介護休暇用）

職 氏 名	氏 名		要介護者の状態及び 具体的な介護の内容		連続する6月（再任用職員にあっては、3月）の期間 年月日から 年月日		承認の 可否	庶務担当 者確認印	備 考	
	要介護者に関する事項	続 柄								
		同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居								
		介護が必要となった時期 年月日								
任命権者印	請求者印	請求年月日 受付年月日	請 求 の 期 間 年 月 日		時 間	日・時間数				
		年月日	自年月日	<input type="checkbox"/> 毎日	時分～時分	日	時間	<input type="checkbox"/> 承認		
		年月日	至年月日	<input type="checkbox"/> その他（ ）	時分～時分			<input type="checkbox"/> 不承認		
		年月日	自年月日	<input type="checkbox"/> 毎日	時分～時分	日	時間	<input type="checkbox"/> 承認		
		年月日	至年月日	<input type="checkbox"/> その他（ ）	時分～時分			<input type="checkbox"/> 不承認		
		年月日	自年月日	<input type="checkbox"/> 毎日	時分～時分	日	時間	<input type="checkbox"/> 承認		
		年月日	至年月日	<input type="checkbox"/> その他（ ）	時分～時分			<input type="checkbox"/> 不承認		

（裏面） 略

（特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

第7条 特殊勤務手当に関する規則（平成12年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（支給額の特例）</p> <p>第10条 条例第25条の人事委員会規則で定める日は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日とする。</p> <p>（1） <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務を</u></p>	<p>（支給額の特例）</p> <p>第10条 条例第25条の人事委員会規則で定める日は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日とする。</p> <p>（1） 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）<u>第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員」とい</u></p>

している職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第4条の2第1項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）以外の職員 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日（以下「週休日」という。）及び同条例第10条に規定する休日（同条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日とし、以下「休日等」という。）

(2) 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員 常勤の職員（育児短時間勤務職員等を除く。以下同じ。）の要勤務日数（その月の全日数から常勤の職員の週休日及び休日等の日数を差し引いた日数をいう。）を考慮して人事委員会の定める日

2 略

う。）以外の職員 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日（以下「週休日」という。）及び同条例第10条に規定する休日（同条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日とし、以下「休日等」という。）

(2) 再任用短時間勤務職員 常勤の職員の要勤務日数（その月の全日数から週休日及び休日等の日数を差し引いた日数をいう。）を考慮して人事委員会の定める日

2 条例第25条の規定により、同条に規定する手当のうちその額が月額で定められているものを減額して支給する場合には、その月の全日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎とする日割計算によるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第6条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第15条第1項第9号に規定する出産予定日前1週間以内及び出産の日以後2週間以内の期間（当該期間の初日を除く。）又は同項第10号に規定する出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間（医師の診断により、その期間の経過後において引き続き産後の休養を必要とする場合にあっては、2週間を超えない範囲内で必要と認める期間を加えた期間）（当該期間の初日を除く。）にこの規則の施行の日がある職員が同日前のそれぞれの当該期間に使用した第6条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第15条第9号又は第10号の特別休暇については、改正後の規則第15条第1項第9号又は第10号のそれぞれの特別休暇として使用されたものとみなす。